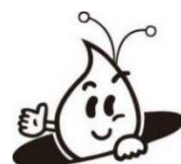


工事用仮排水の提出書類

〔 届出 と 水量報告 〕



クリンちゃん

電子メールで提出
できます！！

令和4年6月改定

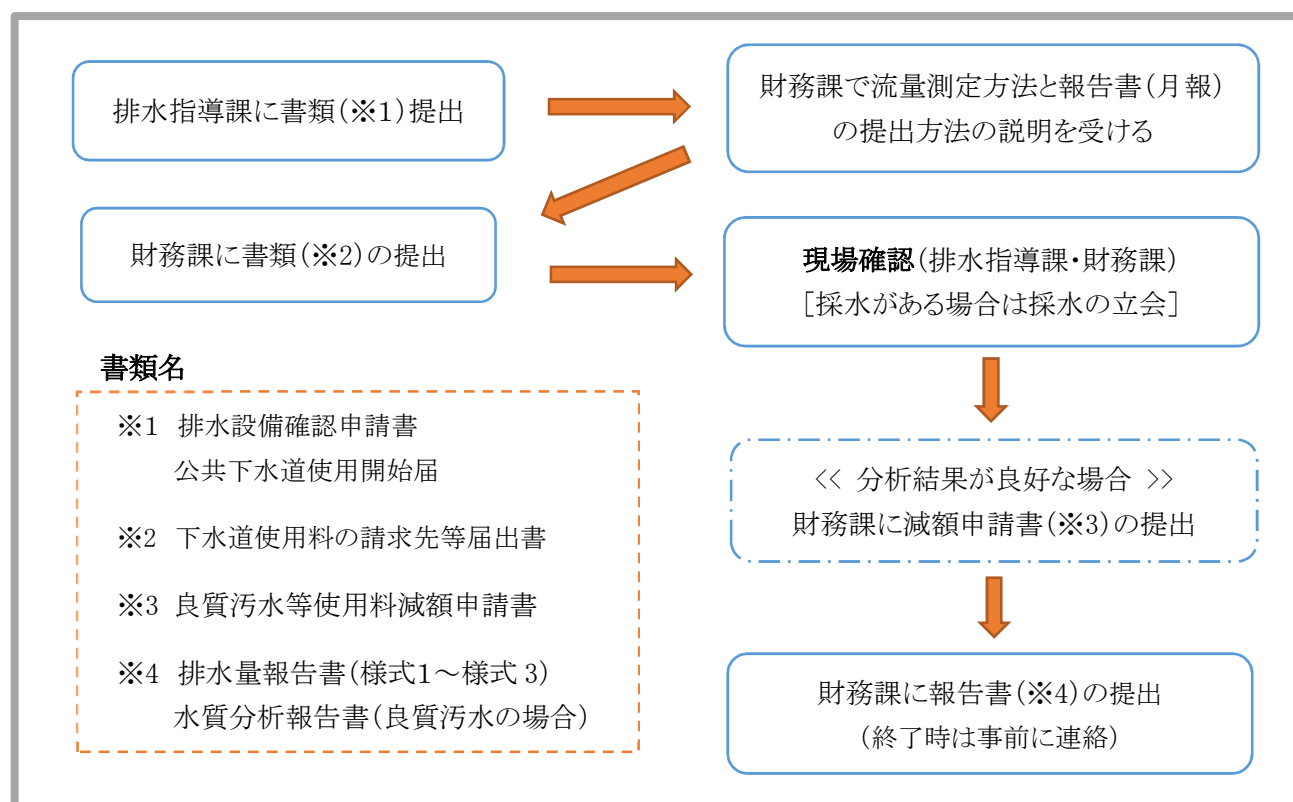
はじめに

工事用仮排水とは、工事で掘削を行った際に発生した湧水を下水管に排出することを言います。

雨水を排水する場合は料金が発生しませんが、湧水は汚水に分類されるので料金が発生します。

排水期間が短い場合もありますが、一般の汚水排水と同様に、条例・規則に従って排水設備の設置確認と料金の支払いが必要ですので、順守をお願い致します。

1. 手続きのフロー



2. 沈砂槽

沈砂槽は、四角堰または直角三角せきにより流量測定が可能なもの、または同等品とします。

正しく測定するために、沈砂槽は水平に設置してください。

流量計を設置する場合は、極力、計量法の検定を受けたものを使用願います。

3. 良質水の減額について

- ① 申請には検査機関による分析結果が必要です。(費用は申請者負担)
- ② 複数の沈砂槽について申請する場合は、沈砂槽の数だけ分析報告書が必要です。

- ③ 採水場所は沈砂槽の出口(ノッチ部)とし、初回の採水には市の担当職員が立ち会います。(2回目以降の立会は、随時判断します)
- ④ 減額基準は、基準値[SS(浮遊物質):30(mg/L)以下]を一定期間維持できることです。
- ⑤ 減額決定後も、水質検査を毎月1回以上行い、分析報告書を月報に添付してください。

4. 水量の報告

提出書類	様式1～3 [新様式になっています] 水質分析結果報告書 [写し] 【良質水減額の場合のみ】
提出先	電子メール gesui-ryoukin@city.sapporo.jp 郵送 〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 下水道河川局 財務課 料金係 [下水道河川庁舎3階]
提出時期	翌月の5日をめどに提出 (排水完了の場合は、速やかに提出)
押印廃止と 電子メール提出	書類の押印は廃止とします。(押印した旧様式の書類も受理します) 電子メールに添付した状態での提出も可能になります。 訂正処理がしづらいので、訂正についてはメールの再送信をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。 添付ファイルの形式は、①pdf、②docx、③xlsx いずれかの形式でお願いします。(※ マクロ付きファイルはご遠慮ください) <書類の簡略化について> ・メール本文に様式1の全項目の記載があれば、様式1は作成不要。 ・全排水期間(毎日)の排水量の記載があれば、様式2は作成不要。 ・毎日の排水量を報告する書類は、計算根拠が確認できれば良いので、旬報形式の様式も用意しました。

5. 連絡をお願いする事例

下記の場合は、速やかに連絡をお願いします。

- ① ポンプ台数の増加・ポンプの変更など、排水能力が上がる場合 (※)
- ② 良質水判定のための採水日(職員が立ち会う場合)
- ③ 長期(2ヵ月以上)の休止、および休止から排水再開する場合
- ④ 排水終了日が決まった場合

※ 排水指導課の確認手続きが必要です。

6. 提出書類の公開場所

申請書・届出書ダウンロードサービス 【札幌市役所ホームページ】

http://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProclD=1354

(お問い合わせ) 下水道河川局 経営管理部 財務課 料金係 TEL 818-3412